

議案第69号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、健康保険法施行令の一部改正に鑑み出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第14条の5の10及び第18条の2第5項中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条の3第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条第2項中「特例対象被保険者等の」を「特例対象被保険者等に係る」に、「第17条の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証」を「第19条第3項の規定により交付された受給資格者証又は受給資格通知」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る保険給付について適用し、同日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第14条の5の10及び第18条の2第5項の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。